

大 気 関 係

# 届 出 の し お り

大気汚染防止法

大阪府生活環境の保全等に関する条例

粉じん 編

令和5年4月

大阪府環境農林水産部環境管理室

## はじめに

この冊子では、大気汚染防止法（以下「法」という。）、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の粉じんについて説明しています。

粉じんとは、物の破碎、選別等の機械的な処理や堆積に伴い発生し飛散する物を言います。

法、条例では、粉じんを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準の遵守義務や届出義務を設けています。

本冊子によって事業者の皆様方が法及び条例に基づく粉じん規制についてご理解を深めていただき、粉じん排出抑制対策にご協力くださるようお願いいたします。

※条例改正に伴い、令和4年4月より一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制と位置付けています。

この「届出のしおり」及び届出等の様式は大阪府の HP に掲載しています。  
〈大阪府／大気保全対策〉 <https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/>

## 目 次

1. 届出が必要な施設.....	1
2. 規制基準.....	3
(1) 法に関するもの.....	3
(2) 条例に関するもの.....	3
3. 届出の種類と提出時期.....	4
4. 届出書の作成要領.....	4
(1) 届出に関する相談窓口等.....	4
(2) 事前相談.....	5
(3) 届出書の返戻.....	5
(4) 届出に必要な書類.....	5
ア 届出書及び別紙.....	5
イ 添付書類等.....	6
(5) 届出書の綴じ方.....	6
(6) 届出書の記載方法.....	7
ア 法の届出書（表紙） 記載例.....	7
イ 条例の届出書（表紙） 記載例.....	8
ウ 届出書（表紙） 記載上の注意事項.....	9
エ 法の別紙1 記載例.....	11
オ 法の別紙1 記載上の注意事項.....	12
カ 条例の別紙2の1 記載例.....	13
キ 条例の別紙2の1 記載上の注意事項.....	14
ク 法の別紙2、条例の別紙2の2 記載例.....	15
ケ 法の別紙2、条例の別紙2の2 記載上の注意事項.....	16
コ 法の別紙3、条例の別紙2の3 記載例.....	17
サ 法の別紙3、条例の別紙2の3 記載上の注意事項.....	18
シ 法の別紙4、条例の別紙2の4 記載例.....	19
ス 法の別紙4、条例の別紙2の4 記載上の注意事項.....	20
(7) 添付書類等.....	21
ア 変更概要説明書 記載例.....	21
イ 変更概要説明書 記載上の注意事項.....	22

# 1. 届出が必要な施設

根拠法令	届出が必要な施設				備考	
	用途	項	施設種類	規模		
法	すべて	1	コークス炉	原料の処理能力 (50 t / 日以上)		
		2	鉱物又は土石の堆積場	面積 (1000 m <sup>2</sup> 以上)		
	鉱物、土石又はセメント	3	ベルトコンベア	ベルトの幅 (75 cm 以上)	密閉式を除く	
			バケットコンベア	バケットの内容積 (0.03 m <sup>3</sup> 以上)		
	鉱物、岩石又はセメント	4	破碎機・摩砕機	原動機の定格出力 (75 kW 以上)	密閉式、湿式を除く	
5		ふるい	原動機の定格出力 (15 kW 以上)			
条  例	食料品の製造	1	イ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
			ロ	ふるい分施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上)	湿式を除く
			ハ	粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上)	
			ニ	リンターの分離施設	すべて	
	繊維製品 (衣服等に係るものを除く) の製造	2	イ	製綿施設	すべて	
			ロ	植毛施設	すべて	
			ハ	起毛施設	すべて	
			ニ	剪毛施設	すべて	
			ホ	混合施設	すべて	
	木材若しくは木製品の製造 (家具を除く) 又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	3	イ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
			ロ	粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上)	湿式を除く
			ハ	研削・研磨施設	原動機の定格出力 (0.75 kW 以上)	
			ニ	切断施設	原動機の定格出力 (0.75 kW 以上)	
			ホ	吹付塗装施設	すべて	
	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	4	イ	粉粒塊堆積場	面積 (500 m <sup>2</sup> 以上)	
			ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
			ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上)	湿式を除く
			ニ	選別施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上)	
			ホ	粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上)	
			ヘ	混合施設	すべて	
			ト	配合施設	すべて	
			チ	混練施設	すべて	
	リ	造粒施設	造粒面の内径 (1.5 m 以上)			
	プラスチック製品の製造	5	イ	粉碎施設	すべて	湿式を除く
ロ			研磨施設	すべて		
ハ			吹付塗装施設	すべて		
ニ			配合施設	すべて		
ホ			混練施設	すべて		
ゴム製品製造	6	混練施設	すべて			
窯業製品又は土石製品の製造	7	イ	粉粒塊堆積場	面積 (500 m <sup>2</sup> 以上)		
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上) ※6	※5	
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上) ※6	湿式を除く	
		ニ	選別施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上) ※6		
		ホ	粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上) ※6		
		ヘ	研磨施設	すべて		

根拠法令	届出が必要な施設				備考	
	用途	項	施設種類	規模		
条 例	窯業製品又は土石製品の製造	7	ト	岩綿又は鉱滓綿加工施設	すべて	
			チ	吹付塗装施設	すべて	
			リ	セメントサイロ	貯蔵容量 (300 m <sup>3</sup> 以上)	
			ヌ	混合施設	すべて	
	鉄鋼、非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	イ	粉粒塊堆積場	面積 (500 m <sup>2</sup> 以上)	
			ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上) ※7	※5
			ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上) ※7	湿式を除く
			ニ	粉砕施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上) ※7	
			ホ	研磨施設	すべて	
			ヘ	溶射施設	すべて	
			ト	吹付塗装施設	すべて	
			チ	切断施設	すべて	
			リ	鋳型砂処理施設	すべて	
			ヌ	鋳型ばらし施設	すべて	
			ル	ダクタイル処理施設	すべて	
			ヲ	スカーファ	すべて	
			ワ	混合施設	すべて	
			カ	配合施設	すべて	
	ヨ	混練施設	すべて			
	タ	造粒施設	造粒面の内径 (1.5 m 以上)			
	その他の製品の製造	9	イ	粉砕施設 (つの又は貝殻の粉砕)	すべて	湿式を除く
			ロ	研磨施設 (つの又は貝殻の研磨)	すべて	
			ハ	吹付塗装施設	すべて	
	ガスの製造	10	イ	粉粒塊堆積場	面積 (500 m <sup>2</sup> 以上)	
			ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上)	※5
			ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上)	湿式を除く
			ニ	粉砕施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上)	
			ホ	配合施設	すべて	

備考

○条例対象の施設で、次のものは除く。

- ※1. 実験用
- ※2. 移動式
- ※3. 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの
- ※4. 法対象となるもの
- ※5. 粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの

○※6の施設のうち、汚染土壌処理施設、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象。

○※7の施設のうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

## 2. 規制基準

### (1) 法に関するもの

施設	規制基準
コークス炉	① 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 ② 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 ③ 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
コークス炉以外の施設	次の各号の一に該当すること。 ① 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ② 散水設備によって散水が行われていること。 ③ 防じんカバーでおおわれていること。 ④ 鉱物又は土石の堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ⑤ ベルトコンベア及びバケットコンベアにあつては、コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に②又は③の措置が講じられていること。 ⑥ 破碎機及び摩砕機、ふるいにあつては、フード及び集じん機が設置されていること。 ⑦ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

### (2) 条例に関するもの

施設	構造、使用、管理基準
粉じんを建築物の外部に強制的に排出する施設	① 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ② 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
上記以外の施設	次の各号の一に該当すること。 ① 散水設備によって散水が行われていること。 ② 防じんカバーでおおわれていること。 ③ 粉粒塊堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ④ 粉粒塊輸送用コンベア施設にあつては、コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外粉じんが飛散するおそれのある部分に①又は②の措置が講じられていること。 ⑤ 粉粒塊堆積場及び粉粒塊輸送用コンベア施設以外の施設にあつては、処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ⑥ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 処理装置は次のものとする。

- 1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの。
  - 2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの。
- ※ 令和5年4月の改正規則に基づき使用届の提出がされた粉粒塊輸送用コンベア施設については、令和6年3月31日まで基準適用が猶予されます。

### 3. 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期							
粉じん発生施設又は届出施設（以下「届出施設等」）を設置しようとする場合	設置届	工事着手前							
法・条例の改正等によって新たに届出施設等となった場合	使用届	届出施設となった日から 30 日以内							
届出施設等の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更届	変更工事着手前							
次の事項を変更した場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>①届出者の氏名・住所</td> </tr> <tr> <td>②工場・事業場の名称・所在地</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人</td> <td>①法人の名称・本社所在地</td> </tr> <tr> <td>②代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>③工場・事業場の名称・所在地</td> </tr> </tbody> </table>	個人	①届出者の氏名・住所	②工場・事業場の名称・所在地	法人	①法人の名称・本社所在地	②代表者の氏名	③工場・事業場の名称・所在地	氏名等 変更届	変更日から 30 日以内
個人		①届出者の氏名・住所							
	②工場・事業場の名称・所在地								
法人	①法人の名称・本社所在地								
	②代表者の氏名								
	③工場・事業場の名称・所在地								
届出施設等を廃止した場合	廃止届	廃止日から 30 日以内							
届出施設等を譲渡、合併、相続等により承継した場合	承継届	承継日から 30 日以内							

### 4. 届出書の作成要領

#### (1) 届出に関する相談窓口等

本届出は、届出施設等を設置する工場・事業場の所在地により相談窓口、届出書に記載するあて名、提出部数及び提出先が異なります。

届出の提出先は、工場・事業場の所在地の市町村環境担当部署です。

工場・事業場の所在地	相談窓口	届出書のあて名	提出部数
島本町、摂津市、交野市、四條畷市、門真市、守口市、大東市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市	大阪府 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ TEL：06-6941-0351（代）	大阪府知事	3部 （正本1部、 写し2部）
高石市、和泉市、熊取町、田尻町、泉南市、岬町	大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 TEL：072-439-3601（代）	大阪府 泉州農と緑の 総合事務所長	3部 （正本1部、 写し2部）

その他の市町村については、各市町村の環境担当部署にお問い合わせください。

市町村環境担当部署は下記 URL をご参照ください。

〈大阪府／届出の相談・提出先等〉

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/soudannsaki.html>

## (2) 事前相談

大阪府及び市町村では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

大阪府又は工場・事業場の所在地の市町村まで事前に相談くださいますようお願いいたします。

## (3) 届出書の返戻

届出書が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されますので、書類は、必ず大切に保管してください。

## (4) 届出に必要な書類

届出には、アの届出書及び別紙、イの添付書類の両方が必要です。

### ア 届出書及び別紙

届出書及び別紙		備考
一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書		法に係る届出のみ
届出施設設置（使用・変更）届出書		条例に係る届出のみ
別紙1	一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法	該当するもののみ添付すること
別紙2の1	届出施設（粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）	
別紙2	一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙2の2	届出施設（粉粒塊堆積場）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）	
別紙3	一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙2の3	届出施設（粉粒塊輸送用コンベア施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）	
別紙4	一般粉じん発生施設（摩砕機、破碎機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙2の4	届出施設（粉碎施設、ふるい分施設、選別施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）	



イ 添付書類等

(ア) 届出に必要な書類、図面等

必要な書類	備考
届出施設等及び粉じんの処理又は防止のための施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図）	
届出施設等の構造概要図（主要寸法を記入したもの）	
粉じんの処理又は防止のための施設（ばい煙等の処理を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の概要図（主要寸法及び測定箇所を記入したもの）	
変更概要説明書	変更届の場合のみ添付
その他特に必要と認めた書類 〈例〉原料等の性状分析表	特に求めた場合のみ

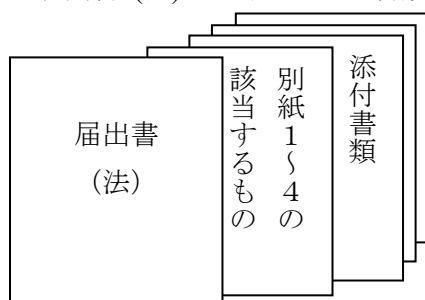
(イ) その他、届出の際に提出する書類

必要な書類	備考
委任状	代表者以外が届出をする場合必要

(5) 届出書の綴じ方

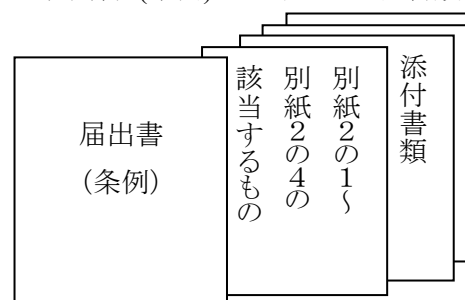
法の届出の場合

届出書 (法) + 別紙 + 添付書類



条例の届出の場合

届出書 (条例) + 別紙 + 添付書類



(6) 届出書の記載方法

ア 法の届出書（表紙） 記載例

一般粉じん発生施設設置使用、~~変更届出書~~

令和 00 年 00 月 00 日

大 阪 府 知 事 様

届出者 住 所 大阪市中央区大手前〇丁目〇番〇号

〇〇産業株式会社

氏 名 代表取締役 青空 守

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、  
その代表者の氏名

大気汚染防止法第 18 条第 1 項（~~第 18 条第 3 項、第 18 条の 2 第 1 項~~）の規定により、  
一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇産業(株)大阪工場	※ 整 理 番 号	
	(電話番号 000-000-0000)	※受 理 年 月 日	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 000-0000)	※施 設 番 号	
	〇〇市〇〇町〇番〇号	※ 審 査 結 果	
一般粉じん発生施設の 種類	第 3 項ベルトコンベア 1 基	※備 考 (収 受 印 等)	(大阪府)
一般粉じん発生施設の構 造並びに使用及び管理の 方法	別紙 1 から別紙 4 のとおり		(市町村)
添付書類 1 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための施設の設置場所を明記した図面 (工場又は事業場の平面図) 2 変更概要説明書 (変更届の場合に限る。)			

参 考 事 項

工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出すべき者が 常時使用する従業員数	300 人
工場又は事業場の規模		資 本 金	1 億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)		環境安全課 電話 000-000-0000	

備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる項番号及び名称  
を記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。

イ 条例の届出書（表紙） 記載例

届出施設設置使用・変更届出書

令和 00 年 00 月 00 日

大 阪 府 知 事 様

届出者 住 所 大阪市中央区大手前〇丁目〇番〇号

〇〇産業株式会社

氏 名 代表取締役 青空 守

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項~~(第 21 条第 1 項・第 23 条第 1 項)~~の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。

ふ り が な 工場又は事業場の名称		まるまるさんぎょう おおさかこうじょう 〇〇産業株式会社 大阪工場 (電話番号 000-000-0000)		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		(郵便番号 000-0000) 〇〇市〇〇町〇号〇番		※受理年月日	年 月 日
届 出 施 設 の 種 類		3-8 項ホ 研磨施設 1 基		※施設番号	
ばい 煙	ばい じん	届出施設の構造	別紙 1 の 1 のとおり	※備考	
	、 有害 物質	届出施設の使用 又は管理の方法	別紙 1 の 2 のとおり		
		ばい煙等の処理 等の方法	別紙 1 の 3 のとおり		
粉 じん	届出施設の構造、使用又 は管理の方法及びばい 煙等の処理等の方法		別紙 2 の 1 から別紙 2 の 4 までの とおり		
添付書類 1 届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図） 2 工場又は事業場の付近の見取図（指定有害物質以外の有害物質に係る届出の場合に限る。） 3 変更概要説明書（変更届の場合に限る。）					

参 考 事 項			
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出すべき者が常時使用する 従 業 員 数	300 人
工場又は事業場の規模		資 本 金	1 億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)		環境安全課 電話 000-000-0000	

- 備考 1 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等の関する条例施行規則別表第 3 各号の表に掲げる項番号及び施設の種類を記載すること。
- 2 別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。

ウ 届出書（表紙） 記載上の注意事項

1	表題等	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 &lt;例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="528 315 1074 456"> <tr> <td>設置届</td> <td>設置<del>（使用、変更）</del>届出書</td> </tr> <tr> <td>変更届</td> <td><del>設置（使用、変更）</del>届出書</td> </tr> <tr> <td>使用届</td> <td><del>設置（使用、変更）</del>届出書</td> </tr> </table> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。大阪府生活環境の保全等に関する条例についても同様にすること。 &lt;例&gt;</p> <p>ア 法の場合</p> <table border="1" data-bbox="528 642 1398 889"> <tr> <td>設置届</td> <td>大気汚染防止法第6条第1項<del>（第7条第1項、第8条第1項）</del></td> </tr> <tr> <td>変更届</td> <td>大気汚染防止法<del>第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）</del></td> </tr> <tr> <td>使用届</td> <td>大気汚染防止法<del>第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）</del></td> </tr> </table> <p>イ 条例の場合</p> <table border="1" data-bbox="528 931 1398 1182"> <tr> <td>設置届</td> <td>大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項<del>（第21条第1項、第23条第1項）</del></td> </tr> <tr> <td>変更届</td> <td>大阪府生活環境の保全等に関する条例<del>第19条第1項（第21条第1項、第23条第1項）</del></td> </tr> <tr> <td>使用届</td> <td>大阪府生活環境の保全等に関する条例<del>第19条第1項（第21条第1項、第23条第1項）</del></td> </tr> </table>	設置届	設置 <del>（使用、変更）</del> 届出書	変更届	<del>設置（使用、変更）</del> 届出書	使用届	<del>設置（使用、変更）</del> 届出書	設置届	大気汚染防止法第6条第1項 <del>（第7条第1項、第8条第1項）</del>	変更届	大気汚染防止法 <del>第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）</del>	使用届	大気汚染防止法 <del>第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）</del>	設置届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 <del>（第21条第1項、第23条第1項）</del>	変更届	大阪府生活環境の保全等に関する条例 <del>第19条第1項（第21条第1項、第23条第1項）</del>	使用届	大阪府生活環境の保全等に関する条例 <del>第19条第1項（第21条第1項、第23条第1項）</del>
設置届	設置 <del>（使用、変更）</del> 届出書																			
変更届	<del>設置（使用、変更）</del> 届出書																			
使用届	<del>設置（使用、変更）</del> 届出書																			
設置届	大気汚染防止法第6条第1項 <del>（第7条第1項、第8条第1項）</del>																			
変更届	大気汚染防止法 <del>第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）</del>																			
使用届	大気汚染防止法 <del>第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）</del>																			
設置届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 <del>（第21条第1項、第23条第1項）</del>																			
変更届	大阪府生活環境の保全等に関する条例 <del>第19条第1項（第21条第1項、第23条第1項）</del>																			
使用届	大阪府生活環境の保全等に関する条例 <del>第19条第1項（第21条第1項、第23条第1項）</del>																			
2	届出者	<p>法人の場合 : 法人の名称、本社所在地及び代表者（代表権を有する者）の職氏名を記載すること。</p> <p>個人営業の場合: 事業主の住所、氏名を記載すること。</p> <p>非法人の場合 : 町内会等の非法人の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>(注1) 代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1通）を添付すること。</p> <p>(注2) 届出者は、下に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。</p> <p>(1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル内等のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。</p> <p>(2) マンションのボイラー等共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。</p>																		
3	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。</p> <p>個人営業の場合は屋号を記載すること。</p> <p>電話番号を記載すること。</p> <p>届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>																		

4	工場又は事業場の所在地	郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称(〇〇地先等)で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。																
5	粉じん発生施設(届出施設)の種類	法の場合は、法施行令別表第2(第3条関係)、条例の場合は、条例施行規則別表第3第3号(第5条関係・粉じんに係る届出施設)に係る項番号、名称及び基数を記載すること。 <例> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">法の場合</td> <td style="width: 20%;">3項</td> <td style="width: 30%;">ベルトコンベア</td> <td style="width: 20%;">1基</td> </tr> <tr> <td>条例の場合</td> <td>3-4項へ</td> <td>混合施設</td> <td>1基</td> </tr> </table> 条例の2以上の区分(例えば、別表第3第2号「有害物質」と別表第3第3号「粉じん」)に係る届出施設については、次のように記載すること。 <例> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">2-4項又</td> <td style="width: 20%;">混合施設</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>3-4項へ</td> <td>混合施設</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td>1基</td> </tr> </table>	法の場合	3項	ベルトコンベア	1基	条例の場合	3-4項へ	混合施設	1基	2-4項又	混合施設			3-4項へ	混合施設	}	1基
法の場合	3項	ベルトコンベア	1基															
条例の場合	3-4項へ	混合施設	1基															
2-4項又	混合施設																	
3-4項へ	混合施設	}	1基															
6	工場又は事業場の事業内容	総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。 参照： <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02t_oukatsu01_03000023.html">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02t_oukatsu01_03000023.html</a>																
7	工場又は事業場の規模	製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。																
8	届け出すべき者が常時使用する従業員数	届出する事業者が常時使用する従業員の数(本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く)を記載すること。																
9	資本金	法人のみ記載すること。																
10	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)	この届出についての連絡先(担当する部・課名等)を記載すること。 また、その連絡先の電話番号(直通、内線の別)を記載すること。 <例> 環境安全課〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(ダイヤルイン)																

エ 法の別紙1 記載例

別紙1 一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法		
工場又は事業場における施設番号	No.5	
名称及び型式	〇〇社製コークス炉	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
規模	原料の処理能力 (t / 日)	800
	炉室数	35
	炭化時間 (h)	15
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	バッグフィルター＋無煙装入装置
	集じん機効率 (%)	99
	送風機の原動機出力 (kW)	750
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	バッグフィルター (装炭と共用)
	集じん機効率 (%)	99
	送風機の原動機出力 (kW)	750
消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	乾式消火設備
添付書類 1 一般粉じん発生施設の構造概要図 (主要寸法を記入したもの) 2 一般粉じんの処理又は防止のための装置 (フードを含む。) の構造概要図 (主要寸法を記入すること。)		
一般粉じんの発生及び処理又は防止に係る操業の系統の概要 (作業工程)	石炭→コークス炉→溶鉄炉 → 溶鉄 → 電気炉 → 均熱炉 → 圧延 鉄鉱石→焼結機→	
参考事項	コークス炉の発生ガスは、精製後コークス炉の燃料に使用	
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。		

オ 法の別紙1 記載上の注意事項

(ア)この用紙は、法のコークス炉の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における一般粉じん発生施設に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載すること。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。）	
2	名称及び型式	名称（法施行令別表第2に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該一般粉じん発生施設の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該一般粉じん発生施設の本運転（実稼働）開始予定年月日を記載すること	
6	規模	原料の処理能力	炉が複数で能力が異なるときは、それぞれ記載すること。
		炉室数	炉室の数を記載すること。
		炭化時間	炉が複数で炭化時間が異なるときは、それぞれ記載すること。
7	装炭作業・窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	当該処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記載すること。 ＜例＞ ○○社製電気集じん機
		集じん機効率	重量比で記載すること。 $\text{集じん機効率} = \frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
8	消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	当該処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記載すること。 ＜例＞ ○○社製電集じん機
9	一般粉じんの処理又は防止に係る操業の概要（作業工程）	当該一般粉じん発生施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業手順（工程）を記載すること。	
10	参考事項	上記に記載に係る補足等を記載すること。	

カ 条例の別紙2の1 記載例

別紙2の1 届出施設（粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）

工場又は事業場における施設番号		No.1	
名称及び型式		研磨施設 〇〇社製ショットブラスト	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和〇年〇月〇日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和〇年〇月〇日	年 月 日
規模	原動機の定格出力 (kW)	22 kW	
	造粒面の内径 (m)		
	貯蔵容量 (m <sup>3</sup> )		
	処理能力 (t/h)	0.9 t/h	
処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量 (t/年)		鋼材のパイプ 250 t/月	
使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	届出施設がその中に設置されている建築物の概要		スレート葺き四方解放
	処理装置	処理装置の種類及び型式	〇〇社製バッグフィルター
		処理効率 (%)	99%
		送風機の前動機出力(kW)	3.7
		排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	3600
	散水	装置の種類及び型式	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
		処理量当たりの散水量 (L/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	
添付書類 1 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 ばい煙等の種類を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）			

ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）	原材料 → 研磨 → 亜鉛めっき
-------------------------------	------------------

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に使用届での場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。



キ 条例の別紙2の1 記載上の注意事項

(ア)この用紙は、条例の粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉碎施設、ふるい分施設、選別施設以外の届出施設の場合に記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。）		
2	名称及び型式	名称（条例施行規則別表第3に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載する。		
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。		
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。		
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。		
6	規模	原動機の定格出力	原動機を使用するものについて記載すること。	
		造粒面の内径	当該届出施設の造粒面の内径を記載すること。	
		貯蔵容積	当該届出施設の貯蔵容積を記載すること。	
		処理能力	当該届出施設の処理能力を記載すること。	
7	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量	運搬物の種類、性状及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。		
8	届出施設がその中に設置されている建築物の概要	当該届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうかわかるように記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート造（出入り口はシャッター、その他開口部なし）		
9	使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	処理装置	処理装置の種類及び型式	当該処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記載する。 <例> ○○社製電気集じん機
			処理効率（%）	重量比で記載すること。 $\text{処理効率} = \frac{\text{入口の粉じん量} - \text{出口の粉じん量}}{\text{入口の粉じん量}} \times 100$
			送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、当該処理装置に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
			排出ガス量	当該処理装置の送風能力等により算出し、標準状態（温度0℃、圧力1気圧）に換算して記載すること。（常温15℃として換算） $\text{排出ガス量} = \frac{\text{送風機能力}(\text{m}^3/\text{分}) \times 273}{273 + 15} \times 60 \text{分}$
	散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。	
		装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）を記載すること。	
		処理量当たりの散水量	運搬量1トン当たりの散水実施量を記載すること。	
		その他	方法	散水等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。
10	ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。		

ク 法の別紙2、条例の別紙2の2 記載例

別紙2 一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法			
別紙2の2 届出施設（粉粒塊堆積場）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）			
工場又は事業場における施設番号	No.2		
名称及び型式	土石堆積場		
設置年月日	年 月 日		
着手予定年月日	令和〇年〇月〇日		
使用開始予定年月日	令和〇年〇月〇日		
規模	面積 (m <sup>2</sup> )	1,500	
	堆積能力 (t)	1,500	
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t / 年)		砂 (比重 (真)2.7、 粒度 10~40 mm、水分 3%) 150000 t / 年	
使用及び管理の方法 (使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法)	堆積場 (届出施設) がその中に設置されている建築物の概要		スレート葺き四方解放
	散水	装置の種類、型式及び基数	〇〇社製スプリンクラー4 基
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	1.3 m <sup>3</sup> /時
		散水の方法	10 L/h の量で約 10 m の高さから散布
	防じんカバーの設置状況		
	薬液散布	薬液の種類及び名称	
		装置の種類、型式及び基数	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
		散水の方法	
	締固め	装置の種類及び型式	
方法			
その他	方法		
添付書類 1 粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 粉じんの飛散防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）			
ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要（作業工程）			
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には、比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量(散水の場合にあっては、水量 (L/t)、実施頻度等)を記載すること。 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。			

ケ 法の別紙2、条例の別紙2の2 記載上の注意事項

(ア)この用紙は法の堆積場及び条例の粉粒塊堆積場の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は固有の名称を与えて記載すること。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。)	
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第2、条例施行規則別表第3に掲げる名称)を記載すること。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。	
6	規模		
	面積	届出施設の面積を記載すること。	
	堆積能力	堆積することができる量を記載すること。	
7	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量を記載すること。	
8	堆積場(届出施設)がその中に設置されている建築物の概要		届出施設等が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうかをわかるように記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート造(出入り口はシャッター、その他開口部なし)
	散水	装置の種類、型式及び基数	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
		装置の能力	散水能力(散水実施量ではない)を記載すること。
		散水の方法	散水実施量、実施頻度等を記載すること。
	防じんカバーの設置状況		防じんカバーの種類等を記載すること。 <例> ビニールシート掛け
	薬液の散布	薬液の種類及び名称	使用する薬液の種類及び名称を記載すること。
		装置の種類、型式及び基数	散布装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
		装置の能力	散布能力(散布実施量ではない)を記載すること。
		散布の方法	散布実施量、実施頻度等を記載すること。
	締固め	装置の種類及び型式	装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
		方法	実施頻度等を記載すること。
その他	方法	散水や薬液散布等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。	
9	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要(作業工程)	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。	

コ 法の別紙3、条例の別紙2の3 記載例

別紙3 一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

別紙2の3 届出施設（粉粒塊輸送用コンベア）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）

工場又は事業場における施設番号		No.3	
名称及び型式		ベルトコンベア 〇〇社製スチールベルト式	
設置年月日		年月日	
着手予定年月日		令和〇年〇月〇日	
使用開始予定年月日		令和〇年〇月〇日	
規 模	ベルト幅（cm）又はバケット 内容積（m <sup>3</sup> ）	105	
	単基の長さ（m）×基数	13（m）×1基	
	ベルト又はバケットの速度 （m/分）	50	
	運搬能力（t/h）	30	
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量（t/月）		コークス 5000 t/時	
（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	コンベア（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要		屋外
	集じん機	集じん機（処理装置）の種類及び型式	〇〇社製バッグフィルター
		集じん機（処理）効率（%）	99.5%
		送風機の原動機出力（kW）	1300 kW
	散水	装置の種類及び型式	
		装置の能力（m <sup>3</sup> /h）	
		運搬量当たりの散水量（L/t）	
	防じんカバーの設置状況		ビニールシート掛け
その他	方 法		

添付書類 1 粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）  
2 粉じんの処理又は飛散防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）

ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の  
システムの概要（作業工程）

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。  
2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

サ 法の別紙3、条例の別紙2の3 記載上の注意事項

(ア)この用紙は、法のベルトコンベア及びバケットコンベア並びに条例の粉粒塊輸送用コンベア施設の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載すること。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。）	
2	名称及び型式	名称（法施行令別表第2及び条例施行規則別表第3に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。	
6	規模	ベルト幅又はバケットの内容積	ベルトコンベアの場合は、ベルト幅を、バケットコンベアの場合はバケット内容積を記載すること。
		単基の長さ×基数	1基あたりの長さ及び基数を記載すること。
		ベルト又はバケットの速度	ベルト又はバケットの速度を記載すること。
		運搬能力	運搬能力を記載すること。
7	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量を具体的に記載すること。	
8	使用及び管理の方法（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	コンベア（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	届出施設等が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうかをわかるように記載すること。 ＜例＞ 鉄筋コンクリート造（出入り口はシャッター、その他開口部なし）
		集じん機（処理装置）の種類及び型式	当該処理装置の種類・名称・型式及び基数を具体的に記載すること。 ＜例＞ ○○社製電気集じん機
	集じん機（処理装置）の効率	重量比で記載すること。 $\text{粉じんの捕集効率} = \frac{\text{入口の粉じん量} - \text{出口の粉じん量}}{\text{入口の粉じん量}} \times 100$	
	送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。	
	散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
		装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）を記載すること。
		運搬量当たりの散水量	運搬量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
	防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 ＜例＞ ビニールシート掛け	
その他	方法	散水等の同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。	
9	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。	

シ 法の別紙4、条例の別紙2の4 記載例

別紙4 一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法  
 別紙2の4 届出施設（粉碎施設、ふるい分施設、選別施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）

工場又は事業場における施設番号		No.4	
名称及び型式		粉碎機 〇〇社製ロッシェミル	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		令和〇年〇月〇日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和〇年〇月〇日	年 月 日
規模	原動機の定格出力(kW)	70	
	処理能力(t/h)	1.0	
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(t/月)		タルク 200t/月	
使用及び管理の方法（使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法）	破碎機、摩砕機、ふるい（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要		スレート葺き ALC 構造 一面解放
	集じん機（処理装置）	集じん機（処理装置）の種類及び型式	〇〇社製バッグフィルター
		集じん機（処理）効率(%)	99.5%
		送風機の原動機出力(kW)	55kW
	散水	装置の種類及び型式	
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	
		処理量の当たりの散水量(L/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

添付書類 1 粉じん発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）  
 2 粉じんの処理又は防止のための装置（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）

ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程）	
-------------------------------	--

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。  
 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

ス 法の別紙4、条例の別紙2の4 記載上の注意事項

(ア)この用紙は法の破砕機、摩砕機、ふるい及び条例の粉碎施設、ふるい分施設、選別施設の場合のみ記載すること。

(イ)各欄の記載要領

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。)	
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第2、条例施行規則別表第3に掲げる名称)、製造会社名、型式を記載すること。	
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。	
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。	
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。	
6	規模		
	原動機の定格出力	原動機を使用するものについて記載すること。	
	処理能力	当該届出施設の処理能力を記載すること。	
7	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量	運搬物の種類、性状及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。	
8	使用及び管理の方法(使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法)	破砕機、摩砕機、ふるい(届出施設)がその中に設置されている建築物の概要	届出施設等が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうかをわかるように記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート(出入り口はシャッター、その他開口部なし)
		集じん機(処理装置)の種類及び型式	当該届出施設等に係る処理装置の種類・名称・型式及び基数を具体的に記載すること。 <例> ○○社製電気集じん機
		集じん機(処理)効率	重量比で記載すること。 $\text{粉じんの捕集効率} = \frac{\text{入口の粉じん量} - \text{出口の粉じん量}}{\text{入口の粉じん量}} \times 100$
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
	散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
		装置の能力	散水能力(散水実施量ではない)記載すること。
		処理量当たりの散水量	処理量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 <例> ビニールシート掛け
その他	方法	散水等の同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。	
9	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要(作業工程)	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。	

(7) 添付書類等

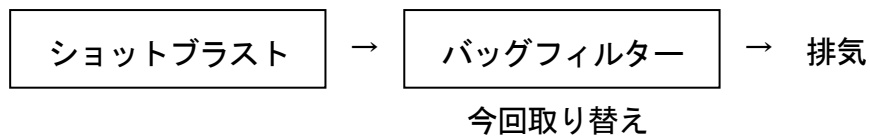
ア 変更概要説明書 記載例

変更概要説明書（理由）

次の事項を変更しますので、別添のとおり届け出ます。

施設番号（種類）	当該施設を設置したときの届出年月日及び受付番号	主要変更事項	変更予定年月日	変更理由
No.1 研摩施設 （3－8項ホ）	令和〇年〇月〇日 事指0-00号	バッグフィルターの 取り替え	令和〇年 〇月〇日	老朽化のため 更新

[備考]





イ 変更概要説明書 記載上の注意事項

1	施設番号（種類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の届出をもとに、工場又は事業場における当該届出施設の固有の番号（記号）又は呼称を記入すること。</li> <li>・種類は、条例施行規則別表第3に係る項番号、名称及び基数を記入すること。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;          1号・2号（法：第2項 ベルトコンベア 2基）          No.1（条例：3－7項ハ ふるい分施設 1基）</p>
2	当該施設を設置したときの届出年月日及び受付番号	当該施設を設置したときの設置届表紙の「※備考」欄内の届出年月日（市町村受付印内に記載される年月日表示）及び受付番号（大阪府受付印内に記載される番号）を記入すること。
3	主要変更事項	<p>具体的に変更しようとする事項を記入する。</p> <p>&lt;例&gt; バッグフィルターの取り替え</p>
4	変更予定年月日	変更に伴って工事を行う場合は、その着手（基礎工事を含む）日を記入すること。
5	変更理由	<p>簡明に記入すること。</p> <p>&lt;例&gt; 老朽化のため</p>
6	備考	変更前後についての概略図やフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要がある事項を記入すること。